

# 意見招請(RFC)説明書(iPad Wi-Fi モデル)

令和 8 年 6 月 5 日  
岐阜県市町村等 GIGA スクール端末整備推進協議会

令和 9 年度岐阜県市町村等 GIGA スクール端末整備 (iPad Wi-Fi モデル) 導入業務に関する仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

## I 意見書の提出方法等

- 1 提出期限
  - ・ 令和 8 年 6 月 25 日 (木) 正午 ※必着
- 2 提出物
  - ・ 「提出表紙」(別紙様式 1)、「意見書」(別紙様式 2)、「【見積書 (iPad Wi-Fi モデル)】」(別紙様式 4)
  - ※ 仕様書案で使用されている語句及び記述内容等に不明な点がある場合は「質問書」(別紙様式 3)
- 3 提出方法
  - ・ 電子メールに様式を添付して送付 ※Ⅲ-1-(5)参照
- 4 提出先及び連絡窓口
  - ・ 岐阜県市町村等 GIGA スクール端末整備推進協議会事務局  
岐阜県教育委員会義務教育課小中総合支援係  
TEL 058-272-1111 (内線 8595)  
E-mail [c17785@pref.gifu.lg.jp](mailto:c17785@pref.gifu.lg.jp)

## II 仕様書案等の交付期間及び交付方法等

- 1 交付期間
  - ・ 令和 8 年 6 月 5 日 (金) から令和 8 年 6 月 12 日 (金) までの毎日 (県の機関の休日を除く。) 午前 9 時から午後 5 時まで
- 2 交付方法
  - ① 当課電子メールアドレスに、関係書類の送付依頼のメールを送信してください。
    - ア 送付依頼先メールアドレス: [c17785@pref.gifu.lg.jp](mailto:c17785@pref.gifu.lg.jp)
    - イ 件名は次のようにしてください。
      - ・ 「岐阜県市町村等 GIGA スクール端末整備 (iPad Wi-Fi モデル) 仕様書案等の送付依頼」
    - ウ 送信者が分かるように次の内容を記載してください。
      - ・ 企業名
      - ・ 担当者氏名
      - ・ 連絡先 (電話番号及びメールアドレス)
  - ② 送付依頼メール送信後、2 営業日以内に関係書類を当課から送付します。
    - ア 送付する関係書類は次のとおりです。
      - ・ 仕様書案、別紙様式 1～4
    - イ 2 営業日を過ぎても関係書類が当課から送付されない場合は、I の 4 の連絡窓口まで連絡してください。

## III 留意事項

- 1 意見等提出について
  - (1) 意見には必ず修正案を記入してください。
  - (2) 提出された意見は参考としますが、最終的に仕様書に反映するかどうかについて

ては、協議会が決定します。

- (3) 電話等口頭での質問は一切受け付けませんので「質問書」にて提出してください。
- (4) 意見招請の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。
- (5) 電子メールで送付する場合の注意事項
  - ① 件名は以下のようにしてください。
    - ・ 意見書  
→ 「【意見】岐阜県市町村等 GIGA スクール端末整備 (iPad Wi-Fi モデル) 導入業務仕様書案」
    - ・ 質問書  
→ 「【質問】岐阜県市町村等 GIGA スクール端末整備 (iPad Wi-Fi モデル) 導入業務仕様書案」
  - ※ 意見書、質問書を同時に送付する場合は、意見書の件名としてください。
  - ② 本文には、発信元の企業名、担当者名、電子メールアドレスを明記してください。

## 2 質問への回答について

- (1) 質問に対しては個々にではなく、一括して回答することとし、仕様書案の交付を行った全企業に対して、同一内容を同一時期に電子メールで行います。
- (2) 意見等の回答は、仕様書案の交付時に確認した電子メールの連絡先に対して送信します。

## 3 提出された資料の取り扱いについて

- (1) 提供された意見、資料等は、県の情報公開条例に基づいて取り扱います。
- (2) 提供された意見、資料等については、返還には応じられません。
- (3) 提出された意見、資料等については、検討のために情報提供を求める岐阜県及び岐阜県内の市町村（組合）には、自治体止めとして情報を提供します。

## 4 その他

- ・ 今回提供する資料に含まれるすべての情報は、本意見招請以外の利用を認めません。